

告 示

埼玉県告示第千十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 一般廃棄物と産業廃棄物については、分別して保管を行うこと。

(2) 産業廃棄物の保管については、産業廃棄物保管基準を遵守し、保管場所の揭示等を行うこと。

(3) 添付図面十五(1)において、廃棄物一の保管容量が二十立方メートルの誤記と思われるため、確認・修正を行うこと。

二 縦覧期間

令和五年九月十五日から令和五年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター